

平成27年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：商法（配点：80点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

(商法)

第 1 問

公開会社である株式会社において、新株発行の無効の訴えが認められるのはどのような場合か、具体的な例を挙げて論じなさい。

(配点：40点)

(商法)

第 2 問

A社は、公開会社ではない株式会社であり、電子部品の製造・販売を業としている。A社は、電子部品業界の中では知名度が低かったため、常に資金繰りが困難であった。そこで、A社は、電子部品業界で最大のシェアを誇るB社を退任したB社の元代表取締役であり、資産家としても知られているCに、A社の取締役になってくれるように頼んだ。Cは高齢を理由にしてA社の申出を最初断ったが、A社の取締役にどうしてもなってほしい、それがダメならA社の取締役として名前だけでも貸して欲しいと執拗に頼まれたため、Cは、A社がCに絶対に迷惑をかけないことを条件に、名目上A社の取締役となり、登記簿にA社の取締役として名を連ねることを承諾した。A社では、CがA社の取締役に就任することについての株主総会決議はなされなかった。

D社は、いわゆる大手のサラ金業を営む上場の株式会社である。D社は、A社の登記簿を閲覧し、また、独自の調査網を使い、CがA社の取締役ではないにもかかわらず、Cが登記簿にA社の取締役として名を連ねていることを知った。D社は、A社には返済能力がないが、A社が経営破綻しても、Cが責任をとることを予想して、A社に対して1億円の無担保融資をした。その後、A社は経営破綻し、A社はD社に対する債務を支払うことは不可能となった。D社はCに会社法上何らかの責任を追及しうるか。判例の見解に言及しつつ答えなさい。

(配点：40点)